

仕 様 書

1. 委託件名

令和5年度ユニークベニューのプロモーションと魅力発信に係る国内向け紙媒体及び海外向けオンライン広告掲載業務委託

2. 目的

MICE開催時の都内ユニークベニューの利活用を推進していくためには、国際会議主催者、PCO、ミーティングプランナー、海外経営者層・マネジメント層等（以下「MICE主催者等」という。）に対して、効果的に魅力をPRすることが必要である。都内ユニークベニューの魅力や活用方法を幅広く発信するため、多様なメディアを活用した広告掲載を展開することで、都内ユニークベニューを活用したMICE案件の増加を目的とする。

3. 契約期間

令和5年6月30日から令和6年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、第2項に掲げる目的に基づき、MICE主催者等の視点を中心に、東京のユニークベニューの魅力が的確に伝わるように、以下に掲げる媒体に広告を掲出すること。

- ① 国内MICE主催者等向けのアドバトリアル広告（1媒体）
- ② 海外MICE主催者等のオンラインアドバトリアル広告（2媒体）
- ③ 海外MICE主催者向けバナー広告

イ 広告の原稿やページデザインも含めて制作すること。なお、写真の撮影を含めた取材費用も本件の委託料に含むものとする。

ウ 上記ア③の海外MICE主催者向けバナー広告については、最も効果的な露出となるよう広告の内容、広告表示回数、広告表示期間を提案すること。

エ 最終的な掲出媒体、回数、時期、期間及び内容については、財団へ提案、協議の上で決定すること。

オ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。

カ 業務の詳細について財団と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。

キ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、(1)ア①②③全ての広告掲載終了後、1週間後を目途として、令和6年3月31日までに財団へ提出すること。

ク 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

ケ 東京都や財団が令和5年度に別途実施するMICE関連事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

(2) 委託内容詳細

ア 国内 MICE 主催者等向けアドバトリアル広告

- ① 財団で運営しているユニークベニュー紹介ウェブサイトや、ユニークベニュー活用促進に係る窓口、および財団が実施したユニークベニューショーケースイベント等を紹介するアドバトリアル広告を掲出すること。掲出にあたっては MICE 業界のトレンド等を踏まえ適切な媒体を提案すること。
- ② 掲載媒体は 1 媒体とする。
- ③ 掲載言語：日本語
- ④ オンラインでも掲載される場合は、広告表示回数、ユニークベニュー紹介ウェブサイトへの誘導数等を計測し、財団へ報告すること。計測項目は財団へ提案協議し決定すること。

イ 海外 MICE 主催者等向けアドバトリアル広告

- ① 財団で運営しているユニークベニュー紹介ウェブサイトや、ユニークベニュー活用促進に係る窓口、および財団が実施したユニークベニューショーケースイベント等を紹介するアドバトリアル広告を掲出すること。掲出にあたっては MICE 業界のトレンド等を踏まえ適切な媒体を提案すること。
- ② 掲載媒体は 2 媒体とし、各媒体で可能な限り訴求エリア等が重複しないよう留意すること。
- ③ 掲載言語：英語
- ④ 広告表示回数、ユニークベニュー紹介ウェブサイトへの誘導数等を計測し、財団へ報告すること。計測項目は財団へ提案、協議し決定すること。

ウ 海外 MICE 主催者等向けバナー広告

- ① 財団で運営しているユニークベニュー紹介ウェブサイトへ誘導するバナー広告 (DSP 広告やネットワーク配信広告等) を掲出すること。掲出にあたっては MICE 業界のトレンド等を踏まえ適切な広告手法及びツールを提案すること。
- ② MICE 主催者等にユニークベニューの魅力を訴求できるバナー広告デザイン案を提案すること。
- ③ 広告表示回数、クリック率、ユニークベニュー紹介ウェブサイトへの誘導数等を計測し、広告配信期間の効果推移を財団へ報告すること。計測項目、目標数値を提案し、設定すること。なお、実際の計測項目及び報告方法については、財団と協議の上決定すること。

6. 提出物と契約代金の支払いについて

(1) 提出物について

ア 委託完了届

別紙「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4 作成の紙 5 部、及び電子データ等で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は財団と協議の上決定する。

(2) 契約代金の支払いについて

提出物提出及び委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、第7項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第7項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う全ての成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、第7項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う全ての成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- (5) 全ての成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 全ての成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

10. 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

11. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12. 個人情報の保護

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人

東京観光財団「サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

※「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）を保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第7項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、12.(1)に記載の「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

13. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 電話：03-5579-2684
--